

# 地域密着型通所介護事業所

## デイサービスセンター みちのうえ 運営規定

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人菊愛会が設置する地域密着型通所介護事業所デイサービスセンターみちのうえ（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態の利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設置し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「菊池市指定地域密着型サービス事業者に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業の運営)

第3条 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、事業所の従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

### (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターみちのうえ
- (2) 所在地 菊池市亘 359 番地 2

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 従業者

生活相談員 1名以上

介護職員 2名以上

看護職員 1名以上

機能訓練指導員 1名以上

従業者は、指定地域密着型通所介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術的指導を行い、また他の従業者を協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

介護職員はご利用者の心身の状況に応じ、ご利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、地域密着型通所介護計画に基づく介護を提供するほか、日常生活上のお世話その他必要な援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし12月30日から1月3日までを除く

(2) 営業時間 午前8時半から午後5時半までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時から午後4時までとする。

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日18名以下とする。

(指定地域密着型通所介護の内容)

第8条 指定地域密着型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 入浴サービス

(2) 給食サービス

(3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション

(4) 機能訓練

(5) 健康チェック

(6) 送迎

(利用料等)

第9条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の査定に関する基準」(平成18年4月厚生労働省告示第126号)によるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて送迎を行った場合は、重要事項説明書の通り徴収する。

3 食事の提供に要する費用については、530円を徴収する。

4 その他、指定地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

※オムツ代 100円/枚 パット代 50円/枚

5 前4項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

6 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

8 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、菊池市の区域とする。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努めると共に、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じると共に、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は指定地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断書や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を通所介護従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 指定地域密着型通所介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じると共に、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡すると共に、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、自身等の災害に対処する為の計画を作成し、防火管理者又は火器・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 15 条 指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力すると共に、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

(秘密の保持)

第 17 条 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかること。
  - 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
  - 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
  - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また業務の執行体制についても、検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2か月以内
  - (2) 継続研修 年2回
- 2 事業所は、指定地域密着型通所介護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 3 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人本部と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規定は平成30年11月1日から施行する。
- 2 改正後のこの規定は令和5年4月1日から施行する。
- 3 改正後のこの規定は令和5年12月1日から施行する。
- 4 改正後のこの規定は令和7年1月1日から施行する。